

**白井市行政経営審議会
委嘱状交付式及び令和 6 年度第 1 回会議**

日 時 令和 6 年 6 月 2 7 日（木）
午後 6 時 3 0 分から

場 所 白井市役所東庁舎 1 階 101 会議室

次 第

1 委嘱状交付式

- (1) 委嘱状交付
- (2) 市長あいさつ
- (3) 委員自己紹介

2 令和 6 年度第 1 回会議

- (1) 会長及び副会長の選任
- (2) 諮問
- (3) 白井市行政経営審議会の役割について
- (4) 白井市行政経営指針及び白井市行政経営改革実施計画について
- (5) 第 2 次行政経営改革実施計画の進捗状況（令和 5 年度）について
- (6) 第 2 次行政経営改革実施計画における取組項目の追加について
- (7) その他

白井市行政経営審議会委員名簿

【任期】 令和6年6月27日から令和9年6月26日まで

氏名	区分	備考
いけだ すすむ 池田 晋	学識経験者	明海大学 経済学部教授
いわい よしかず 岩井 義和	学識経験者	日本大学 法学部教授
くの ふみか 久野 芙美佳	市民	
じんない むつのり 陣内 睦範	市民	
すぎもと しょういち 杉本 昭一	学識経験者	アデコ株式会社 パブリックソリューション事業本部
すなが だいすけ 須永 大介	学識経験者	麗澤大学 工学部准教授
そう わ のぶゆき 宗和 暢之	学識経験者	有限責任監査法人トーマツ パブリックセクター部
むらかみ なお 村上 奈央	市民	

※氏名五十音順

白井市行政経営審議会について

1 組織の位置づけ

市長の附属機関（※）

※地方自治法に基づき、地方公共団体の事務において必要な審査、諮問又は調査のために設置される機関

2 担任する事務（役割）

- (1) 行政経営に関する重要事項（『白井市行政経営指針』）について調査審議すること。
- (2) 白井市公共施設等総合管理計画の推進等に関する事項について調査審議すること。
- (3) 行政経営改革に関する計画（『白井市行政経営改革実施計画』）の策定、推進等に関する事項について調査審議すること。
- (4) 行政経営について、市長に意見を述べること。

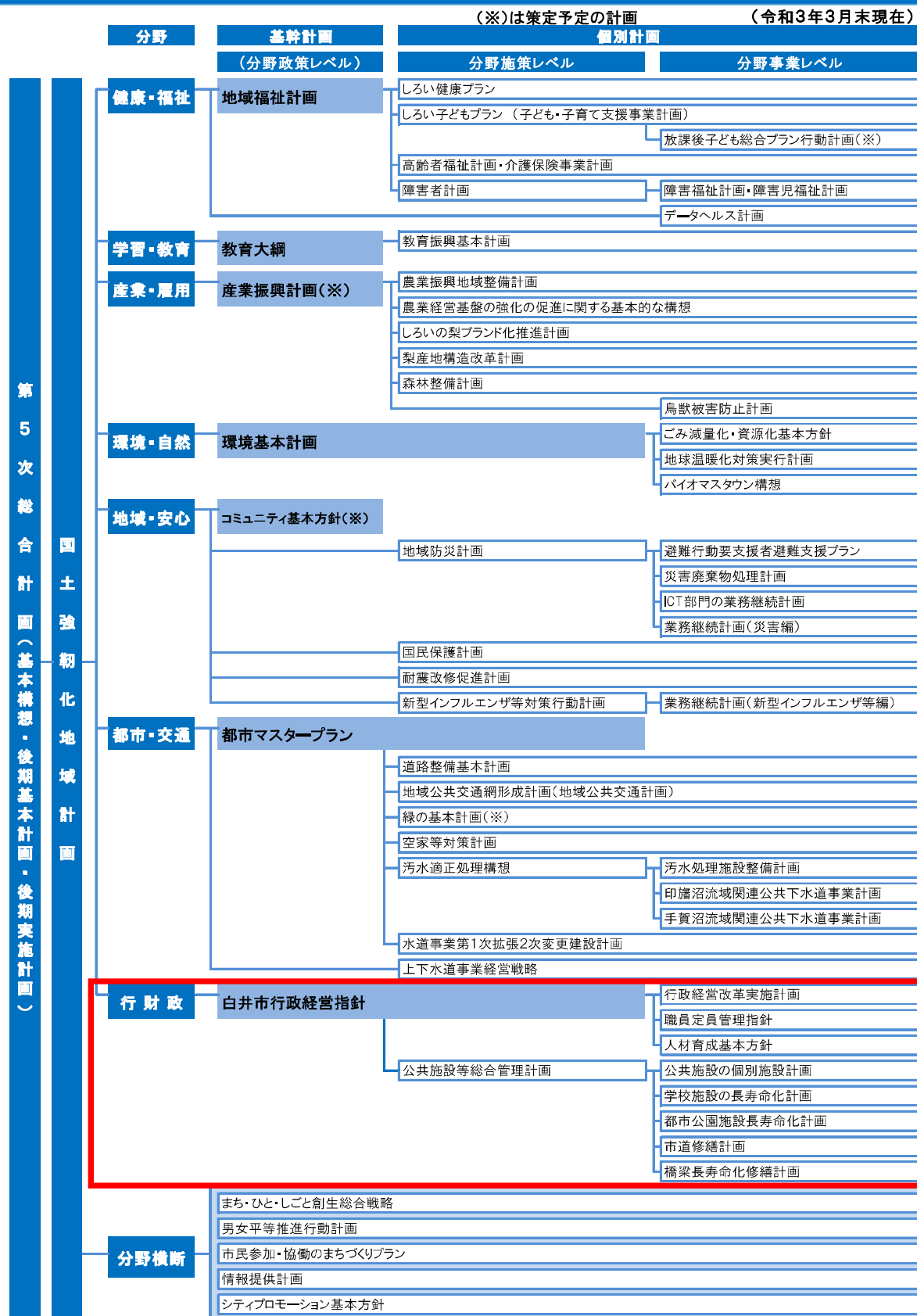
3 組織・委員

- ・組織構成 会長、副会長、委員
- ・委員人数 8人
- ・委員構成 学識経験を有する者5人 市民3人
- ・委員任期 3年
- ・委員の身分 白井市の非常勤特別職

4 会議運営

- ・会長及び副会長は、委員の互選により決定します。
- ・会議は、会長が招集し、過半数の委員の出席で成立します。なお、議事は、出席委員の過半数で決定します。
- ・会議は、原則公開で行います。

1 分野別個別計画の体系



(参考) 白井市附属機関条例 (平成 24 年条例第 24 号) ※抜粋

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関 (以下「附属機関」という。) に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 会長又は委員長 (以下「会長」という。) 及び副会長又は副委員長 (以下「副会長」という。) は、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長を置かない附属機関にあつては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員の委嘱等)

第 4 条 委員は、市長 (教育委員会の所管に属する附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。) が委嘱又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(専門委員等)

第 5 条 前条の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員 (以下「専門委員等」という。) を置くことができる。

2 専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員 (臨時委員を含む。次項において同じ。) の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第 7 条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

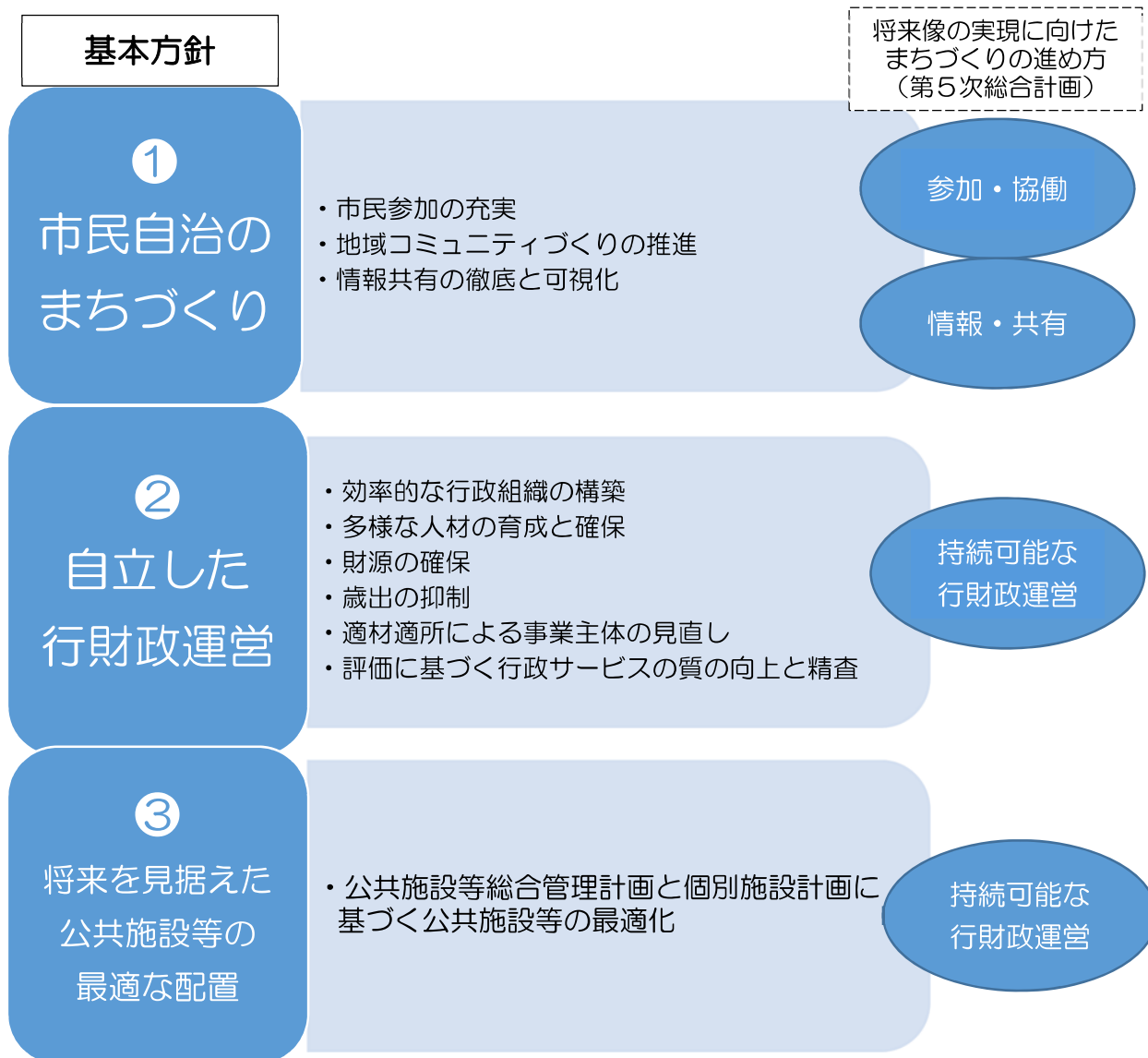
(略)

別表

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市行政経営審議会	(1) 行政経営に関する重要事項について調査審議すること。 (2) 白井市公共施設等総合管理計画の推進等に関する事項について調査審議すること。 (3) 行政経営改革に関する計画の策定、推進等に関する事項について調査審議すること。 (4) 行政経営について、市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民	8人以上	3年

新たな行政経営指針の策定について

1 現指針における3つの基本方針



2 新指針の策定方針

- ・現基本方針を踏襲しつつ、社会情勢等の変化を踏まえた新たな視点を組み込んだものとする。
- ・直近の財政状況や財政推計を踏まえ、「目標数値」を見直すこととする。

3 今後のスケジュール・議題（予定）

- R6.7 下 or 8 上 第2回 市の現状・財政状況〔説明〕
- R6.8 下 or 9 上 第3回 市の現状・財政状況、財政推計〔説明〕
- R6.9～12 第4回～第7回 基本方針、目標数値などの検討〔議論〕
- R7.1 第8回 指針（素案）の決定（答申）
- R7.2 行政経営戦略会議（庁内会議）に付議後、市民からの意見公募
- R7.3 指針の決定

第2次白井市行政経営改革実施計画進捗状況【令和5年度】

【評価】 ア：目標達成（完了） イ：目標達成（引き続き取り組んでいく） ウ：未達成（引き続き取り組んでいく） エ：目標未達成（事業終了とする）

取組番号	取組項目名	取組目標	所管課	取組実績	効果額実績	自己評価	所管課意見（今後の方針・課題など）
1	オープンデータの推進	・オープンデータの公開 ・市民向け公開型GIS導入の検討	総務課	【オープンデータの公開】 令和5年度からデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が積極的に進められ、優先する事業が複数立ち上がったことから、白井市独自ページでのオープンデータの公開に至っていない。 ※県が公開しているオープンデータサイトから白井市の情報の一部は取得可能 【市民向け公開型GIS導入の検討】 公開型GIS導入について、いくつかの課から要望が出されている反面、令和5年度からDXの推進が積極的に進められ、優先する事業が複数立ち上がったことから、マンパワーの余裕がなく、具体的な検討作業までは至っていない。	－	ウ	【オープンデータの公開】 DXの推進により、優先的に取り組むべき事項が多数あること、市民からの要望が少ない反面、事業展開に当たり作業量が多いことから、マンパワーを確保した上で取り組む必要がある。 【市民向け公開型GIS導入の検討】 導入・運用に当たっては、比較的高い事業費が必要となり、予算の確保が厳しい状況であること、業者や各課との調整など事務負担が多い一方、マンパワーの余裕がないこと、当課においてGISを使った業務を行っていないことからシステムに精通していないことなど、実現までに多くの懸案が残っている。
2	使用料・手数料の見直し	・使用料・手数料の見直し ・無料の公の施設の利用料金の有料化検討	総務課	【使用料・手数料の見直し】 使用料・手数料は、行政経営指針等において原則3年毎に改定することを定めており、新型コロナウイルス感染症の拡大等の社会情勢により、次回改定をR7年4月に予定している。 （R5.10月）庁内意見を集約の上、「使用料・手数料の考え方」を改正 （R5.11月～R6.2月）所管課において各種行政サービスの提供に掛かる原価の算出 （R6.3月）行政経営戦略会議において改定額案の決定 【無料の公の施設の利用料金の有料化検討】 上記の「使用料・手数料の考え方」改正に当たって新たに有料化すべき施設があるか否かを検討したが、現時点では該当する施設はなかった。 ※無料の公の施設の主な例 郷土資料館（常設展示）・老人福祉センター（一部）・老人憩いの家	実績なし	イ	【使用料・手数料の見直し】 R7.4の改定に向け、R6年度は次のとおり予定している。 （R6.6月）R7年4月に使用料・手数料の改定を予定していること、改定の基本的な考え方などを広報・HPで周知 （R6.8月）算出原価、具体的な改定額（案）などを広報・HPで周知 （R6.9月）議会に関係条例の改正を提案 （R6.10月～）指定管理者・減額対象団体等への説明 （R7.2月）改定額を広報・HPで周知
3	上下水道料金の適正化	・下水道使用料の検証、見直し及び方針の検討	上下水道課	下水道事業の経営分析として、令和2年度～5年度決算における料金回収率（事業費に対する使用料の比率）の検証及び分析を行った。 参考 料金回収率 令和2年度 110.12% 令和3年度 105.20% 令和4年度 103.44% 令和5年度 102.60%	実績なし	イ	・令和6、7年度の2か年で下水道事業経営戦略の見直しを行う予定。 ・計画の進捗状況、今後の人口減少による料金収入の状況及び「白井市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づく更新費用を踏まえ、財政収支の見直しを行い、現行の下水道使用料の検証、見直し及び料金改定方針を検討する。

第2次白井市行政経営改革実施計画進捗状況【令和5年度】

【評価】 ア：目標達成（完了） イ：目標達成（引き続き取り組んでいく） ウ：未達成（引き続き取り組んでいく） エ：目標未達成（事業終了とする）

取組番号	取組項目名	取組目標	所管課	取組実績	効果額実績	自己評価	所管課意見（今後の方針・課題など）
4	公有財産の有効活用	・公有財産の貸付等の実施 ・普通財産等の売却 ・文化センターの喫茶室スペースの利活用事業者の募集 ・富士南園広場の有効活用の検討	公共施設マネジメント課 文化センター	【公有財産の貸付等の実施】 ○行政財産 印西警察署分庁舎 1,525,614円 ○普通財産 印西警察署（富士駐在所）、NP0法人ぼればれちば等 26箇所 1,767,801円 【普通財産等の売却】 堀込3丁目17番23（173㎡）18,163,000円 【文化センターの喫茶室スペースの利活用事業者の募集】 令和4年に引き続き、喫茶室スペースやセンター内に募集ポスターを掲示して募集を実施（貸付期間の明記無し） →応募者なし 【富士南園広場の有効活用の検討】 （R5.11）庁内関係各課により意見交換会を実施 ※関係課 都市計画課、産業振興課、生涯学習課 等	21,456,415円 ※公有財産の貸付額＋普通財産の売却額	ウ	【公有財産の貸付等の実施】 令和5年度売店スペースの貸付事業者の募集を実施したが、応募がなかった。募集要項等の見直しを行い、引続き募集を行う予定。 【普通財産等の売却】 令和6年度は、具体的な売却予定地なし。 活用予定のない市有地については、将来的に売却を検討する。 【富士南園広場の有効活用の検討】 引き続き、関係課と活用方法について検討を行う。 【文化センターの喫茶室スペースの利活用事業者の募集】 令和5年3月に文化センターのあり方検討委員会からの提言書を受け、喫茶室スペースを含む文化センター施設全体の今後の方向性を決定し、大規模改修を行う見込み（時期未定）があることから、長期間の貸付を行うことを前提とした募集ができない。
5	公共施設等へのネーミングライツの導入	・企業の募集	公共施設マネジメント課	市のホームページにおいて、提案型によるネーミングライツパートナーの募集を行ったところ、1施設について応募があり、協定の締結に至った。 ※締結実績 施設名称：中木戸公園（白井市大山口1丁目26） ネーミングライツ・パートナー：新鎌ヶ谷駅前クリニック 院長 小林マーク ネーミングライツ料（税込み）：年額50万円 協定期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）	500,000円	イ	《今後の方針》 令和6年度も引き続き、ホームページにて提案型の募集を行う。 また、公募型のネーミングライツ導入希望の有無について関係各課に照会を行う。
6	ガバメントクラウドファンディング活用の推進	・クラウドファンディングに係る勉強会の実施 ・クラウドファンディングの実施	秘書課	【クラウドファンディングに係る勉強会の実施】 令和5年8月に、クラウドファンディングに関する職員の知識を深め、各課において令和6年度事業での活用を検討していくため、株式会社CAMPFIREによるオンラインセミナーへの参加を含む勉強会を実施 ※参加者 11名（公共施設マネジメント課、企画政策課、市民活動支援課、環境課、子育て支援課、健康課、生涯学習課 【クラウドファンディングの実施】 （R5.9～11）秘書課による実施 募集内容：着ぐるみ（なし坊・かおり）の制作費用 目標金額：106万円（1体のみ）ネクストゴール191万円（2体） 達成金額：207万円	—	イ	令和6年度における実施予定事業はなく、目標金額を達成するための設計や寄附者への返礼品発送業務の対応等、担当課の事務負担が増すため、実施までに至りづらいと思われる。
8	土地の賃借廃止	・賃借廃止できる土地の洗い出し	財政課	実績なし	実績なし	ウ	当初予算編成時のヒアリングで全課の賃借している土地を確認したが、現状廃止できそうなものはなかった。 ※主な土地の賃借 ・白井コミュニティセンター駐車場 ・市民プール駐車場 ・農業センター用地

第 2 次白井市行政経営改革実施計画進捗状況 【令和 5 年度】

【評価】 ア：目標達成（完了） イ：目標達成（引き続き取り組んでいく） ウ：未達成（引き続き取り組んでいく） エ：目標未達成（事業終了とする）

取組番号	取組項目名	取組目標	所管課	取組実績	効果額実績	自己評価	所管課意見（今後の方針・課題など）
9	補助金・扶助費の見直し	・ 予算編成時の既存補助金・扶助費の確認 ・ 扶助費の見直し	財政課	【予算編成時の既存補助金・扶助費の確認】【扶助費の見直し】 ○補助金 「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づき、予算編成時に、公益性、公平性、有効性といった観点から確認した。令和 4 年度に補助金全体の見直しを行ったこともあり、実態に合わない補助金はなかった。 ○扶助費 任意的な扶助費について、「扶助費のあり方」に基づき、予算編成時に対象者やどういった所得制限を設けているか、近隣他市の動向などを考慮し、費用対効果を踏まえ必要性を確認し、適正な額を次年度予算に計上した。	実績なし	イ	【補助金の確認】 予算編成時のヒアリングの際、各課の補助金について、補助金のあり方の基本方針に基づいたものであるか、また金額の妥当性を確認していく。 実態に合わない補助金を確認できた場合には、総務課と調整し補助金の見直し対象とする。 【扶助費の確認】 扶助費全体として例年増加傾向にあるため、任意的なものについては、これまで以上に精査する必要がある。
10	保育園の運営方法の検討と実施	・ 保育園の運営方法の外部検討	保育課	学識経験者、保育所等の代表者、教育機関の職員、市民、市職員で構成する「公立保育所の役割及び体制検討委員会」（附属機関）において、6 回の会議を行い、①公立保育所の解決すべき課題と②今後の市の保育の質の向上に向けて公立保育所の担うべき役割について、調査審議を行った。 《主な議題》 (R5. 6 月) 第 1 回会議 検討委員会の目的と役割について (R5. 7 月) 第 2 回会議 市内保育所等視察 等 (R5. 10 月) 第 3 回会議 意見交換のまとめについて (R5. 11 月) 第 4 回会議 インクルーシブ保育について (R6. 1 月) 第 5 回会議 公立保育所の課題の整理 (R6. 3 月) 第 6 回会議 公立保育所が担うべき役割について	－	イ	委員会で調査、審議した内容をもとに、令和 6 年度中に市の方針を決定する。 (R6. 5) 第 7 回会議 (R6. 7) 第 8 回会議 (R6. 8) 第 9 回会議 (R6. 9) 第 1 0 回会議
11	学童保育所の運営方法の検討と実施	・ 学童保育所の運営方法の検討	保育課	「業務委託」による運営と「指定管理者制度」による運営の比較を行い、より適した学童保育所の運営方法の検討を行った。 検討の結果、指定管理者制度においては、コストの増加が見込まれ、それに伴い利用者負担も増加するといったデメリットがあること、また、現在の業務委託による運営においても、事務事業評価で目標とした満足度を上回る評価を受けているなど、適切な運営ができていることを踏まえ、令和 8 年度以降も現状通り業務委託による運営を継続することとした。 (R5. 10 月) 子ども・子育て会議（附属機関）において意見聴取 (R6. 3 月) 「業務委託」による運営の継続について内部決定	－	ア	
12	障害者支援センターの運営方法の検討と実施	・ 障害者支援センターの運営方法の内部検討	障害福祉課	建物・土地それぞれを売却又は賃貸とした場合の複数案について、リスクを比較検討した。令和 9 年度末までに、指定管理者制度を廃止する場合のスケジュール案を作成した。	－	イ	指定管理者制度を廃止して新たな運営手法で募集を実施する場合、応募なしという状況にならないよう、市と受託法人の双方にとっての費用対効果を検証した上で、運営手法を決定する。

第 2 次白井市行政経営改革実施計画進捗状況 【令和 5 年度】

【評価】 ア：目標達成（完了） イ：目標達成（引き続き取り組んでいく） ウ：未達成（引き続き取り組んでいく） エ：目標未達成（事業終了とする）

取組番号	取組項目名	取組目標	所管課	取組実績	効果額実績	自己評価	所管課意見（今後の方針・課題など）
13	出張所窓口の廃止	・出張所窓口の廃止の検討 ・無作為抽出によるアンケート調査 ・市民との意見交換会及び周知 ・出張所窓口の廃止の実施	市民課	【出張所窓口の廃止の検討】【無作為抽出によるアンケート調査】 令和 4 年度において取組みが完了しているため、実績なし 【市民との意見交換会及び周知】 ・市ホームページ、広報しろい（毎月1日号）への掲載 ・市役所及び各センターにおけるポスターの掲示、チラシの配布 【出張所窓口の廃止の実施】 （R5. 4 月） 出張所廃止の代替措置の一環として、住民票等を自宅に届けるサービスを開始 ※令和 5 年度実績 0 件 （R5. 12 月末） 出張所窓口の廃止	廃止による削減額 1, 105 千円 （R4 年度予算ベース）	ア	
14	市政に関する市民意向等の把握と公表	・しろい e モニター制度を活用したアンケートの実施	企画政策課	・ e モニター登録者の募集を行い、新規登録者の増加を図った。 ※募集方法 市ホームページへの掲載、本庁舎 1 階デジタルサイネージへの掲示、成人式におけるチラシ等の頒布 ※令和 5 年度末登録者数 299 人（令和 4 年度末＋45 人） ・年間を通して 7 件のアンケートを実施し、収集した市民の意見を事業の参考とした。 ※実施課：企画政策課 3 件・秘書課 1 件・生涯学習課 1 件・高齢者福祉課 1 件・健康課 1 件 ※平均回答率 65. 74%	－	イ	既存の e モニター登録者、新規登録者への回答率を上げるため、アンケートの項目設定や実施頻度などの見直しを適時実施しながら、アンケートの有効性を高めるとともに、各課にも今後一層の周知を図り、積極的な活用を促す。
15	事業のスクラップ・リセットの徹底	・基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し	企画政策課	（R5. 4 月） ・令和 4 年度に引き続き、後期基本計画期間の前半において選択と集中によるさらなるスクラップ・リセットを実行するため、立場を超えて全庁的に問題や課題を共有、評価する「事務事業見直しプロジェクトチーム」を組織した。 ※PT 構成員 各部推薦課長 7 名＋企画政策課長 （R5. 5 月） ・重点戦略事業について、同一施策間担当者会議を開催し、各事業の課題の解決に向けた意見交換と、プロジェクトチームによるヒアリングを実施した。（49 事業） （R5. 6 月） ・令和 4 年度において見直し対象としなかった分野別計画事業「B 学習・教育」「D 環境・自然」「F 都市・交通」の事業のうち、プロジェクトチームが抽出した 18 事業について、ヒアリングを実施した。 （R5. 8 月） ・プロジェクトチーム及び企画政策課において、重点戦略事業及び今年度ヒアリングの対象とした分野別計画事業から見直し対象の事業を選定した。 ※見直し対象事業：3 事業 ①白井市民大学校事業（重点戦略事業） ②消防団体制強化事業（重点戦略事業） ③青少年国際交流事業（分野別計画事業） （R5. 10） ・見直し対象事業への各事業担当課の対応について、行政経営戦略会議において決定した。	－	イ	令和 5 年度が後期実施計画（R3～R7）の見直し年次であったことから、事務事業評価やプロジェクトチームの評価等の結果を踏まえ、第 5 次総合計画後期実施計画を改訂した。

【改定案】

2 行政経営改革実施計画の取組項目について

行政経営改革実施計画は、次の１５の取組項目を位置付けています。詳細については、それぞれの取組項目をご覧ください。

※整理番号は行政経営指針の位置付けを表します。

市民自治のまちづくり

取組番号	情報共有の徹底と可視化	取組項目名	所管課	整理番号
1	広報やＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。	オープンデータの推進（P. 10）	総務課	1-3-①

自立した行財政運営

取組番号	財源の確保	取組項目名	所管課	整理番号
2	使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。	使用料・手数料の見直し（P. 11）	財政課	2-3-②-1
3		上下水道料金の適正化（P. 12）	上下水道課	2-3-②-2
4	多様な収入確保策を検討し、新たな財源を確保します。	公有財産の有効活用（P. 13）	公共施設マネジメント課	2-3-⑥-1
5		公共施設等へのネーミングライツの導入（P. 14）	公共施設マネジメント課	2-3-⑥-2
6		ガバメントクラウドファンディング活用の推進（P. 15）	秘書課 関係各課	2-3-⑥-3
7		赤道の市道認定の促進（P. 16）	道路課	2-3-⑥-4

【改定案】

取組番号	歳出の抑制	取組項目名	所管課	整理番号
8	事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。	土地の賃借廃止（P. 17）	財政課	2-4-①
9	補助金・扶助費について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。	補助金・扶助費の見直し（P. 18）	財政課	2-4-②

取組番号	適材適所による事業主体の見直し	取組項目名	所管課	整理番号
10	市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。	保育園の運営方法の検討と実施（P. 19）	保育課	2-5-①-1
11		学童保育所の運営方法の検討と実施（P. 20）	保育課	2-5-①-2
12		障害者支援センターの運営方法の検討と実施（P. 21）	障害福祉課	2-5-①-3
※新設		高齢者就労指導センターの運営方法の検討と実施	高齢者福祉課	2-5-①-4
13	事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。	出張所窓口の廃止（P. 22）	市民課	2-5-②

取組番号	評価に基づく行政サービスの質の向上と精査	取組項目名	所管課	整理番号
14	市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。	市政に関する市民意向等の把握と公表（P. 23）	企画政策課	2-6-④
15	行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。	事業のスクラップ・リセットの徹底（P. 24）	企画政策課	2-6-⑤

【改定案】

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

適材適所による事業主体の見直し

市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

取組番号		項目名	高齢者就労指導センターの運営方法 の検討と実施	所管課	高齢者福祉課				
整理番号									
これまでの 取り組み	・高齢者就労指導センターの管理運営については、指定管理者である公益社団法人白井市シルバー人材センターが行っている。なお、同法人の事務所も施設内に設けられている。 ・平成 24 年度の事業仕分けの結果（「必要性の再検討」）を受け、白井市シルバー人材センターへの無償貸与等が検討されたが、大規模な修繕の必要や施設の維持管理費用における課題があったことから見直しには至らなかった。 ・60 才以上の市民が無料で利用できる会議室については、周辺に類似の公の施設である福祉センターがあることから、シルバー人材センターの会員以外の利用がほぼない状況にある。								
これからの 取り組み	・公の施設としての高齢者就労指導センターの廃止（指定管理者制度の廃止）を行い、高齢者の就労に必要な技能習得に関する事業などについて、事業主体の見直しを行う。 ・建物及び土地の売却や賃貸等を検討する。								
目的	・市の役割を踏まえ、市民サービスの質とコストを比較した上で、事業主体を決定するため。								
目標時期	令和 9 年度								
実施内容				実施スケジュール					
				令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
高齢者就労指導センターの運営方法の検討									
市民からの意見聴取の実施									
高齢者就労指導センターの運営方法の検討結果に基づく準備									
	目 標			効 果					
令和 4 年 度				【市の効果】 ・事業費及び建物の維持管理費の軽減、不動産収入等の財源確保を行うことができる。					
令和 5 年 度									
令和 6 年 度	・高齢者就労指導センターの運営方法の内部検討 ・市民からの意見聴取の実施								
令和 7 年 度	・高齢者就労指導センターの運営方法の検討結果に基づく準備								

参考 用語集

○経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示した比率。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

○財政調整基金

年度間の財源の不均衡や災害などの不測の事態に備えるため、決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金（＝市の貯金）

○地方債

地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れ。借入先は、主に公的資金（財政融資、地方公共団体金融機構等）や民間等資金（銀行、共済など）がある。

借入金の使途は、公営企業に要する経費や公共施設等の建設事業費や土地の購入費などに限定されている。

○オープンデータ

インターネット等を通じて誰もが無償で利用（加工、編集、再配布等）できるような形で公開されたデータ

○GIS (Geographic Information System)（地理情報システム）

電子地図の上に、位置に関する情報を持ったデータ（地理空間情報）を重ねて、編集や検索、分析、管理を行えるシステム

※例 土地利用図、ハザードマップ、都市計画図、地形図、地名情報、台帳情報、統計情報など

○公開型GIS

インターネット経由でのGISの利用を可能にするシステム。住民が来庁せずにインターネット上から各種情報を取得でき、行政側も業務の効率化が期待できる。

○ストックマネジメント

既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な管理手法

下水道事業におけるストックマネジメントとは、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること

○行政財産・普通財産

行政財産…地方公共団体が公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産

普通財産…行政財産以外の一切の財産（特定の行政目的に直ちに用いられない財産）

○ネーミングライツ（制度）

自治体が所有する公共施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称の『命名権』を付与する代わりに、企業等から対価を得て、施設の運営や維持管理の費用に活用する制度

○クラウドファンディング

群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語。取り組みたい活動、企画、アイデアを持つ人が、インターネットにプロジェクトページを掲載し、活動への想いを社会に呼びかけ、広く支援者から支援を集める仕組み

○指定管理者制度

「公の施設」の管理運営を行う民間事業者等を「指定管理者」として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度

※公の施設…住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（≡特定の目的を定めた施設）